

多様な世代が生き生きと暮らし続けられるまちを目指して UR都市機構と世田谷区が連携・協力協定を締結 ～高齢者・子育て支援等の地域活動の実施場所に団地集会施設を活用～

独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）と世田谷区は、平成 30 年 3 月 29 日(木)に「希望ヶ丘団地のエラウンジ及び集会所を活用した地域包括ケアの地区展開の取組みにかかる連携・協力に関する協定書」を締結しました。

この協定は、UR都市機構が地域医療福祉拠点化に取り組む希望ヶ丘団地の集会施設を、世田谷区の「地域包括ケアの地区展開」を船橋地区で推進する世田谷区船橋まちづくりセンター、世田谷区船橋あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会船橋地区事務局の三者が連携して取り組む「福祉の相談窓口」及び「参加と協働による地域づくり」を担う活動の場として活用することにより、希望ヶ丘団地及びその周辺の船橋地区において、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まちづくりを進め、世田谷区が目指す地域包括ケアシステムの構築に向けた参加と協働による地域づくりの実現に資することを目的としています。

今後、UR都市機構は、この協定のもと、地域の多様な担い手と協働して高齢者や子育て世帯等への支援、多様な世代による交流の促進を図るため、世田谷区と連携・協力していきます。



希望ヶ丘団地



集会施設(エラウンジ)内観

お問い合わせ先

●UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

東京東エリア経営部 ストック・ウェルフェア推進課 担当：鈴木

(電話) 03-5600-0820

総務部 総務・法務課 広報担当：前田

(電話) 03-5323-2555

1 対象となる取組み・活動

世田谷区船橋まちづくりセンター、世田谷区船橋あんしんすこやかセンター、世田谷区社会福祉協議会船橋地区事務局の三者の連携により行う「福祉の相談窓口」及び「参加と協働による地域づくり」の取組みである次の活動を対象とします。また、三者の支援協力のもと住民団体等が主体となって実施する次の活動も対象とします。

- ① 高齢者のふれあい・見守り・支援活動
- ② 子育て世帯のふれあい・見守り・支援活動
- ③ 障害者のふれあい・見守り・支援活動
- ④ その他地域コミュニティ活性化や地域支援に資すると三者が認める活動

【活動例】



地域の住民が主催するおいじたくサロン



近隣の病院が主催する健康相談・セミナー

2 対象となる団地集会施設

UR賃貸住宅希望ヶ丘団地（世田谷区船橋六丁目ほか）Eラウンジ(※)及び集会所

※Eラウンジは高齢者が優先的に使用できる集会施設として一部団地で設置されています

3 連携・協力体制イメージ図

